

議案第 23 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

小型動力ポンプ付積載車 6 台

2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

3 取得に要する金額

38,762,064 円

4 取得に係る相手方

千葉県千葉市中央区松ヶ丘町 635 番地

株式会社清水商会 代表取締役 清水 博

平成 27 年 8 月 24 日提出

佐倉市長 巖 和 雄